第六条の三の見出しを「(既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続)」に改め、同条第二項中「第二十二項第五号イ」を「第二十四項第五号イ」に改め、同条第三項中「第二十二項第五号ロ」を「第二十四項第五号ロ」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十二項第五号イ」を「第二十四項第五号イ」に改め、同条第七項中「報告金融機関等に係る」を「報告金融機関等の」に、「第十九項」を「第十九項第二号」に改め、同条第八項中「第二十二項第五号イ」を「第二十四項第五号イ」に改め、同条第九項中「第二十二項第五号ロ」を「第二十四項第五号ロ」に改め、同条第十項中「特定組合員（法第十条の五第七項第六号）」を「特定組合員等（法第十条の五第八項第六号）」に、「特定組合員を」を「特定組合員等を」に、「特定組合員が締結している法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によって成立する組合」を「特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるもの」に、「確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は」を「確認し」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第十二項中「第二十一項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同条第十三項中「確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は」を「確認し」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に改め、同条第十五項中「この項」の下に「及び第二十二項並びに第六条の八第一項第七号」を加え、同条第十九項を次のように改める。

19　報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十二項の場合を除き、次の各号に掲げる方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一　当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法　次に掲げる契約

イ　当該報告金融機関等（法人に限る。ロにおいて同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の八第一項第六号及び第七号並びに第六条の十において同じ。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1)　いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係

(2)　同一の者が当該報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係

ロ　当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取をする方法　次に掲げる契約

イ　当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ　当該個人既存特定取引契約者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

第六条の三第二十二項第二号中「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項第一号及び第三号中「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「した日」の下に「(同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日)」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項の次に次の二項を加える。

20　前項第一号ロ(1)又は(2)に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の法人が法人を支配している場合における当該法人

二　前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

21　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第六条の四第一項第一号中「(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。次号において同じ。)」を削り、「があるものに限る。」の下に「。次項第一号において同じ。」を加え、「法第十条の五第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「限る。」の下に「。次項第二号において同じ。」を加え、「同項に規定する」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第六条の二第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者で法人番号保有者に該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

二　法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）。

第六条の五の見出し中「報告金融機関等」を「既存特定取引契約者等の」に改め、同条第一項第三号中「同条第二十二項第一号」を「同条第二十四項第一号」に改め、同項第四号中「同条第二十二項第六号」を「同条第二十四項第六号」に、「第六項の」を「第六項若しくは第七項の」に、「第六条の三第二十二項第五号イ」を「第六条の三第二十四項第五号イ」に改め、同項第六号中「同条第二十二項第三号」を「同条第二十四項第三号」に改め、同項第七号中「第六条の二第二項」を「第六条の二第三項」に改め、同条第二項中「同条第二十二項第五号」を「第六条の三第二十四項第五号」に改め、同条第三項第二号中「平成三十年十二月三十一日までに」を削り、「第六条の三第二十四項第五号イ」に改め、同条第五項中「平成三十年十二月三十一日までに」を削り、「第六条の三第二十二項第五号ロ」を「第六条の三第二十四項第五号ロ」に改め、同条第六項中「第六条の三第二十二項第五号イ」を「第六条の三第二十四項第五号イ」に、「報告金融機関等に係る」を「報告金融機関等の」に改め、同条第七項中「第六条の三第二十一項第一号に定める日までに同条第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第二十四項第五号イ」に、「報告金融機関等に係る」を「報告金融機関等の」に改め、同条第八項中「同条第二十一項第一号に定める日までに」を削り、「第六条の三第二十四項第五号ロ」を「第六条の三第二十四項第五号ロ」に、「報告金融機関等に係る」を「報告金融機関等の」に改め、同条第十項中「平成三十年十二月三十一日までに」を削り、同条第十一項中「同条第二十四項第七号」を「同条第二十四項第七号」に改め、同条第十四項中「第六条の三第十九項」の下に「から第二十一項まで」を加え、同条第二十項を「特定組合員等」に、「を特定した」を「の特定をした」に改め、同条第十五項第一号中「特定組合員」を「特定組合員等」に改める。

第六条の六第一項中「第十条の五第七項第一号」を「第十条の五第八項第一号」に改め、同項第五号ロ中「法第十条の五第七項第六号に規定する政令で定めるもの」を「当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約」に改め、同条第三項中「第十条の五第七項第二号」を「第十条の五第八項第二号」に、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

第六条の七中「第十条の五第七項第三号」を「第十条の五第八項第三号」に改める。

第六条の八第一項中「第十条の五第七項第四号に規定する政令」を「第十条の五第七項第四号」を「第十条の五第八項第四号」に改める。

六　外国報告金融機関等以外の報告金融機関等（法人に限る。）

第六条の八第一項第七号中「法第十条の六第二項第一号に規定する」を削り、「第六条の六第一項第四号」の下に「から第六号まで」を加え、同項第十号中「同条第二十二項第七号」を「同条第二十四項第七号」に改める。

第六条の九の見出しを「(組合契約に類する契約の範囲)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十条の五第七項第七号」を「第十条の五第八項第六号イ」に改め、同項を同条とする。

第六条の十二第二項第一号中「第十条の五第七項第二号」を「第十条の五第八項第二号」に改め、同条第四項中「）及び」とあるのは「）」を「に係る資産の価額、当該」とあるのは「の終了の事実に」、「の終了の事実及び」と、「資産の価額、当該資産」とあるのは「資産」を「に係る」に改め、同条を第六条の十三とする。

第六条の十一を第六条の十二とする。